

## 第2回府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会 議事録

- ▽ 日時 平成28年6月11日(土)午後1時30分から午後3時15分  
▽ 会場 府中市役所北庁舎3階第1会議室  
▽ 出席者  
○委員 委員長1名、副委員長1名ほか委員4名(6名)  
○事務局 遠藤子ども家庭部長、柳下保育支援課長、二村保育支援課長補佐兼待機児  
解消・保育行政改革担当副主幹、塚本保育支援課支援計画係長、小池保育支  
援課南保育所長、加瀬保育支援課支援計画係主任、神田保育支援課支援計画  
係主任、遠藤保育支援課支援計画係事務職員、高橋保育支援課支援計画係事  
務職員(9名)

- ▽ 欠席者  
○委員 なし

(開会)

### ○事務局

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会を始めさせていただきますと思います。

早速ではございますけれども、本日の配付資料につきまして確認させていただきたいと思っております。

\*\*\* 資料確認 \*\*\*

以上、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議ですけれども、1時間半程度を予定しています。なお、前回と同様に本日の会議につきましては、議事録の作成のために録音をさせていただきたいと存じます。そのため、マイクの使用についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、先日ご議論いただきました会議録の公開・非公開の取り扱いにつきまして、後ほど議題の中でご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、委員長から進行をよろしくお願いいたします。

### ○委員長

皆さん、こんにちは。第1回を5月21日に開催し、今回が第2回となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席状況を事務局から報告いたします。

### ○事務局

本日、委員6名のうち、6名全委員の皆様にお集まりいただいております。当該委員会の設置等に関する規則第6条第2項の規定により、出席委員数が過半数に達しておりますことから、有効に成立いたしますことをご報告させていただきます。

### ○委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題、(1)第1回選定委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局

それでは、議題の（１）第１回選定委員会につきましてご説明申し上げます。  
資料の８、第１回選定委員会についてをご覧ください。  
ここからは、担当からご説明をさせていただきます。

#### ○事務局

では、議題の（１）第１回選定委員会についてご説明申し上げます。

#### \*\*\* 資料確認 \*\*\*

では、資料８をご覧ください。

第１回選定委員会について継続的な論点等になっている事項を資料としてまとめさせていただきます。

資料は２ページ分を１ページで印刷しておりますが、右下のページ数でご案内いたします。

２ページ目、選定委員会の議事運営（８．１ 意見等）ですが、前回、選定委員会の議事運営については、原則、非公開としているが、当該委員会の議事運営等の透明性を更に向上させるための方策はないかということでご意見を頂戴いたしました。

事務局においても、検討させていただき、対応方針（案）について、まとめさせていただきます。

以下、資料８については、このような形式で資料を作成しております、資料説明後に、説明に対するご質問等をお受けできればと考えております。

選定委員会の議事運営についての対応方針の（案）でございますが、まず、１の委員名については、対応・考え方として、応募事業者から委員等への働きかけや接触等を防止するため、非公開とさせていただきたいと思っております。

２の委員構成でございますが、こちらは前回お配りした資料の５―２のガイドラインに基づくものであるため、委員の選出区分は公開していきたいと思っております。

３の議事録でございますが、第１回、また本日第２回の選定委員会につきましては、募集要項配付後、議事録を公開していきたいと思っております。しかしながら、委員の皆様の自由闊達な意見交換を期待しておりますので、発言委員名等は伏せさせていただきたいと考えております。また、第３回以降の選定委員会は、非公開と考えております。これは、履歴書や財産情報、法人の将来計画など法人に属する機微な情報や個人情報を取り扱うためです。ただし、事業者を選定した後、事業候補者決定となった法人の評価結果などは公開していきたいと考えています。また、総合順位が２位以降の事業者の評価結果についても、事業者名を伏せた上で公開していきたいと考えています。

４の配付資料でございますが、議事録の考え方に連動して、第１、２回については公開、第３回以降は非公開とさせていただきたいと思っております。

５の委員会の公開についてでございますが、傍聴者の参加については、上記の委員名の対応、考え方に関連して、全回で非公開とさせていただきたいと考えています。

３ページになりますが、委員会の運営における透明性を担保するため、事務局の案としては、南保育所の利用者に対して選定委員会の運営・進捗状況等について適宜、案内やかわら版のようなもので概要をお伝えできればと考えております。

また、今回の委員会では、保護者２名にご協力いただきまして、委員として委嘱させていただいているところでございますが、他市の選定委員会の構成状況について、表としてお示しさせていただいております。資料が平成２４年度当時のものですので、現在は変更があるかもしれませんが、⑤の保護者代表が入っている自治体を確認することが

できます。市として、平成24年度当時、ガイドラインを策定するタイミングで、透明性をどのように担保するか検討するため、情報を収集していた時期の資料となります。事務局としまして、保護者関係者に委員として参加いただいたことが望ましいと判断し、ガイドラインに基づき、今回ご協力をいただいております。

次に、4ページ(8.2の意見等)ですが、対象施設における延長保育事業の実施状況のわかりやすい表記について検討してほしいとのご意見をいただきました。要項上どこにも明記されていなかったため、対応方針(案)としては、次に掲げる資料にて延長保育事業の概要や保育所の運営の概要について、事業者説明会やホームページで公表し、ご案内させていただきたく思っております。具体的には、資料9-1重要事項説明書です。子ども・子育て支援法や社会福祉法で、今実施している福祉サービスがどのような内容かを利用者に伝えなければいけないという規定に基づき作成している資料となります。一般的には、入園前に保護者に対し、保育所について説明をする際に使用している資料となります。

また、あわせて資料9-2「わくわくみなみん」がございますが、どちらかということ、資料9-1の重要事項説明書が事務職が作成している色合いが強いもので、資料9-2「わくわくみなみん」が現場の保育士が作成した、持ち物やおさんぽマップなどが記載されたご案内となっております。事業者これから提案をいただく上でも、現状の運営について把握できる資料であると思っておりますので、これらの資料も公開し、公募していきたいと考えています。

延長保育事業については、9ページから10ページに記載がありますが、標準時間認定児童と短時間認定児童の延長時間が異なり、複雑化しておりますので、図表を掲載することで把握していただくことを考えております。

次に、(8.3意見等)ですが、対象施設における今後の全体的な取組スケジュールの作成を検討してほしいというご意見をいただきました。また、保護者の方から、選定委員会の開催日程を早めに確定してほしいというご意見をいただきました。資料10ですが、平成30年4月までのスケジュールを一覧にして作成しております。選定委員会の日程が確定しておりませんので、確定次第お知らせいたします。

資料の8、5ページ(8.4意見等)ですが、資料6-2の募集要項(案)資料集の南保育所の財産引継等の取扱方針の建物譲渡に関する事項の中で、「事業候補者は建物に瑕疵を発見しても、損害賠償を市に請求することはできない」の記載の妥当性はいかにとということでご意見をいただいております。対応方針(案)ですが、財産引継等の取扱方針は市全体の財産に関わるものであり、当課の判断だけでの変更は困難となりますが、事務局としては、児童福祉法の第56条の4の3において、施設の老朽化や私立保育園からの修繕や増築に対する対応が図れるような規定がございます。ですので、法令に基づき、事業者さんとやりとりをする中で財政支援を行わせていただいているのが今の府中市の現状あり、法律上に明記されていることを担保として、今後も引き続き、財政当局にも交渉をしながら、予算の範囲内で可能な財政支援に努めてまいりたいと考えております。

次に(8.5意見等)でございますが、資料6-3募集要項(案)様式集において、応募法人における保育士等の通算勤続年数等の記載を追加してほしいということでご意見をいただいております。事務局としては、本日配布した資料の12-1、様式の6、事業者(法人)概要書の4.法人の職員数の項目に、4-2及び4-3を追記しました。具体的には、4-2法人職員の勤続年数として、常勤かつ正規職員の平均勤続年数、またそのうち、法人に勤務する職員の保育士の勤続年数について記載しております。ただ

し、開園2年の保育所においては、当然平均勤続年数が最大でも2年となりますので、4—3法人の保育所に勤務する保育士の勤続年数において、保育所の開設年月日を記入いただいた上で平均勤続年数を把握できるような様式として作成しております。

また、資料8の6ページ(8.6意見等)ですが、資料6—3募集要項(案)様式集の様式8「運営施設・事業概要書Ⅱ」の項目として、3歳児、4歳児及び5歳児の保育内容及び保育環境についての記載欄の設定のほか、全年齢の子どもたちの様子を撮影した写真掲載欄を追加してほしいとのご意見をいただいております。前回資料では3歳以上児と設定していたところを、3、4、5歳児と区分けし、本日の配布資料12—2の2ページから7ページまで、0歳児から5歳児という区分けした上で、各年齢の保育内容及び保育環境の記載欄の設定、保育や子どもたちの様子がわかるような写真の添付欄を設け、資料を作成しました。

最後に、資料8、6ページ(8.7意見等)ですが、第一次選定審査において各委員の評価得点に差等があった場合、例えば、A委員は上位としたが、B委員は下位だった場合の評価基準について対応はいかにかということで、事務局として検討しましたので、後ほど、議題の(2)においてご説明させていただきたいと思っております。

以上が、第1回選定委員会の継続的な論点となっております部分についての説明でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。

それでは、資料8の最初のページから、一つ一つ質問またはご意見をいただきながら確認していきたいと思っておりますが、まず最初に、選定委員会の議事運営の公開、非公開の問題について、自由に質問またはご意見等があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。委員名については、非公開。委員の構成については公開。議事録は、1、2回の議事録要旨を公開とするが、発言委員名は非公開。第3回以降は、選定に関わるため非公開。配付資料、委員会については非公開という原案を提示いただきました。よろしいでしょうか。この点に関しては、対応方針の(案)を削っていただき、決定ということでお願いいたします。

続きまして、議事運営についての参考資料について、何かご質問はありますでしょうか。平成24年度の他市の状況等を調べた表が掲載されております。

よろしいでしょうか。それでは、また何かありましたら後ほどで結構ですので、次に進みます。事業概要・取組スケジュールの中で、延長保育事業の実施状況をわかりやすい表記にした旨の資料の説明がありました。このことについて、何かございますでしょうか。これは私が質問したところですが、改善していただいたように思います。

また、4ページ下段の選定委員会の開催日程についてはいかがでしょうか。

#### ○委員

日程の件ですが、大体の時間がわかるとありがたいです。子どもの保育を依頼する都合ですので、お願いします。

#### ○委員長

現時点で大体の時間はわかりますか。

#### ○事務局

第4回以降については、早い時期に確定し、ご連絡をしたいと思います。

#### ○委員

ありがとうございます。

事前の配布資料に時間の記載を入れていただいても結構なので、早目にわかるとありがたいです。

○委員長

確定次第、資料に時間をあわせてご記入いただくということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、5ページの、「財産の取扱い・様式の変更追加」についてですが、何かご意見等ございますでしょうか。

○副委員長

異論というわけではございません。こちらの疑問といいますか、思ったことについて、法令にのっとり、根拠を探し出してくださったこと、大変ありがたく思っております。今後ともこのような形で誠実にお進めいただければと思ひまして、一言お伝えさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続きまして、募集要項（案）様式集の応募法人における保育士等の通算勤続年数等の記載についても追加をしていただきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、原案のとおり追加することとします。

それから、その下段ですが、「様式の変更追加②・評価基準」について、資料12—2に写真掲載欄を追加したというところですが、何かご意見等ございますでしょうか。

私から1点あるのですが、写真について配慮はされると思うのですが、子どもが特定されないような写真の掲載にしないと、やはりいけないのではないかと思いますので、実際にどのように写真を撮影いただくかについては、また別の段階で検討した方がいいのかなと思います。保護者の方々が、お気になさるのは当たり前のことだと思うのですが、できるだけ保育の場面が写りながら、特定のお子さんであることがわからないような配慮が必要になるのかなと思いました。

○副委員長

委員長のおっしゃることを理解しつつ、一言お伝えさせていただきたいことがございます。これは前回も申しあげましたけれども、美しい園舎や保育室だけをご提示になる法人も恐らくはおられようかと、想像いたします。

兼ね合いが非常に難しいところですが、法人にご依頼なさる際の表現の配慮と写真は委員会のみ拝見し、その後は処分することを約束するなどの配慮を踏まえつつ、子どもたちの顔形がわかるような写真の掲載をいただきたい旨を、誠実にお伝えになるのがいかがでしょうか。アクセルとブレーキを両方踏んでほしいというような無理な注文だとは承知しているのですが、保育所長経験者の委員が、子どものほっぺたや、肩の具合など、子どもたちの具体的な様子・気配から、実際の保育について深く読み取ることができる写真をお願いされたほうがよろしいかと思ひます。

ついでながら、恐らくは財政状況等、数字で判断なさる部分も多かろうと思ひます。ただ、やはりどうしても保育の場面が、一番我々にとっても気になるところで、さもない品物が一つあるかないかによっても、そのことに対する保育のきめ細やかさを皆さんが見取るに違いありませんので、非常に微妙なことを申しあげておりますが、その辺の配慮をどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長

大事な視点だと思います。

委員だけで拝見したいので写真をお借りできますかという配慮も含めながら工夫し、

実際の保育がわかり、なおかつ、そのお借りした写真に対する慎重な配慮という両面を大事に考える必要があるかなと思っております。

ほかによろしいでしょうか。(8.7意見等)については、後ほどの議題で確認いたします。

以上が資料8、第1回選定委員会についての内容となりますが、何かご意見などありましたらお願いいたします。

○委員

第3回以降の選定委員会に父母の立場で引き続き関わることもあると思うんですけど、これは父母内部の事情なのかもしれませんが、もしかすると第3回か4回以降かわかりませんが、委員が変わる可能性があります。交代する候補の保護者は決まっていると思うので、その人たちになにか情報を市の方から伝えるのか、あるいは我々の方から伝えていいのか、父母会を通してよければ伝えますがいかがでしょうか。

○委員長

今の件で、事務局で何か考えがございましたら、お願いします。

○事務局

父母会さんに、市として選定委員さんを2名推挙いただきたい旨の依頼をさせていただきましたが、父母会から推薦があった委員さんの推薦期間につきましては、父母会の中で決められるべきものと考えております。もし仮に、現在、選定委員の推薦期間、父母会から市に対する推薦期間が終了するというのであれば、新たな委員を市に推薦していただく必要はありますが、その推薦委員の交代自体を否定するものではございません。その場合の事務引継等の対応は、資料8にあるとおり議事録や資料が公開となりますので、第3回から代わる方にもご案内がしやすくなったものと考えております。ですので、1回目、2回目の資料をお渡ししても構わないものになりますし、円滑な審査のため、事前準備ができるような形で私たち市としても支援を考えていきます。

○委員

前回第1回に参加して、途中で代わることが本当に大丈夫なのかなという気がしていて、後からくる人は不安にならないかなと思ったので伺いました。もしかしたら年間を通じて活動したほうがいいのではないのかと思ったのですが、一方では、別の方にも、なんらかの形で関わっていただいたほうがいいのかなと思いました。交代自体については、父母会に任せいただくということですね。

○委員長

今のことで、ご意見等はございますか。

○副委員長

一つだけ確認をさせてください。今回、南保育所が民間に移管されるということが公になったのはいつでしょうか。現に0歳児で入園になった保護者の方々がご認識の上で入所されているかどうかについて念のための確認です。

○事務局

前回の資料はお持ちでしょうか。第1回では、触れませんでしたでしたが、参考資料1の12ページにこれまでの主な取り組み、経緯ということで、平成11年から今日に至るまでの流れを付させていただいております。南保育所の民間移管を決定し、公表したタイミングが、平成26年6月です。平成30年4月までを考えると、公表から民間移管まで4年間程度の期間は確保しており、全ての保護者に重要事項説明書などにおいて説明をしております。

○副委員長

新入園のときに必ずご説明いただいているということによろしいですか。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○副委員長

それがすごく大事なことで、私自身もそうでしたが、0歳児の親は、子どものことで必死ですから、お一人お一人の保護者の方のご心情をおもんばかり、折々穏やかにお伝えいただいたほうがよろしいかなと思ひ発言しました。どうしても、行政の事業活動は、ロングスパンでの取り組みとなることを踏まえて配慮いただければと思います。ありがとうございます。

○委員長

副委員長からのお話を踏まえ、もちろん父母会からの委員につきましても、保護者のお立場でお話をさせていただきますが、これまでの経過については事務局からも必要な情報をお渡し、新しく委員としてかわられた方に説明を尽くしていただくということで今の件はよろしいでしょうか。

それでは、以上で第1回選定委員会の課題について承認をしたということで次の議題に入ります。

議題の(2)「選定審査の進め方について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題(1)の第1回選定委員会について、お手元に配布した資料に基づきご説明申し上げます。

はじめに資料11-1をご覧ください。この資料は前回、資料7としてお諮りいたしました「選定審査の進め方」について、修正・加筆を加えたものとなります。赤字部分が今回の修正・加筆部分ですのでお含みおきください。

少々、説明にお時間をいただくこととなりますので、この資料説明後に説明に対するご質問等がございましたら、お受けできればと考えております。よろしく願ひいたします。

資料11-1の1、第一次審査(書類審査)の①において、加筆させていただいた事項としましては、資料11-2の評価基準についてとなります。A3版のこの資料は、字が小さく、大変見づらくて恐縮ですが、左から区分、評価区分、評価項目及びその配点、また各々の評価項目に対する着眼点の例示、また、評価を行ううえで参考となる資料の順で構成しています。この資料の評価項目を抜粋したものとしましては、併せて、本日配布いたしました資料11-4をご覧ください。

資料の2ページ目は、一次審査の書類審査における評価項目、配点及び評価基準等をまとめたものとなります。先ほどより若干、評価項目がご確認いただき易くなっているかと存じますので、こちらの資料の2ページを使用して評価項目のご案内をいたします。評価項目については、4つの区分がございまして、1区分目の「法人関係」としては5項目設定しており、そのうち重点評価を3項目、一般評価を2項目設けております。2区分目の「財務関係」としては、重点評価、一般評価の2項目、2区分目の「運営関係」としては、16項目のうち、重点評価を6項目、一般評価を10項目設けております。そのほか、4区分目の「その他」としては、総合的な判断として重点評価を1項目設けております。なお、評価を行う上で、参考とする資料が資料11-2となります。評価の基準等については、一般評価は5段階評価、重点評価は10段階評価となります。合計配点は170点です。

続きまして、資料11-1②においては、変更はございません。③においては、委員1名当たり総配点が170点であり、6名で1,020点となりますので、全員の総配点の6割である不選定基準点は612点となります。612点に達しなければ不選定となります。

続きまして、④においては、前回のご意見を踏まえ、応募事業者が4法人以上あった場合は、総合順位の上位3法人を選定する案としています。

資料11-3の採点シュミレーションをご覧ください。この資料は、横軸（行）に選定委員1～6、縦軸（列）に事業候補者が1～10まであったことを想定して作成しています。選定委員1の採点結果については、評価得点から評価順位をつけます。選定委員6の横の列の評価数値とは、順位の合計に採点委員の人数で割り返した数値です。そのため、評価数値が一番低い事業候補者が、総合順位が高いということになります。表では、事業候補者1と10、2と4、3と8がそれぞれ評価数値が並んでおりますが、それ以外の候補者は評価数値がバラけておりますので、評価順位が確定しています。その上で、評価数値が同数の事業候補者1と10は、第1位を獲得した数の多い候補者である8が、白抜きの総合順位で1位となり、一次審査をトップでの通過、事業候補者10は2位での通過となります。次に事業候補者2と4は、いずれも1位を獲得しておりませんので、白抜きの総合順位の横の列である総評価得点（各委員の評価得点を積み上げて算出した数値）が多い方を上位としております。なお、この資料で事業候補者7については、不選定基準点である612点の総評価得点を満たすことができませんでしたので不選定・失格となっております。

続きまして、資料11-1の2、第二次審査（実地調査、面接審査その他総合審査）ですが、2ページ目に実地調査において、参考資料2「福祉サービス第三者評価基準ガイドラン」に基づき、現地の確認を行うこととします。参考資料2「福祉サービス第三者評価基準ガイドラン（保育所解説版）」は、資料11-1の2ページ目中央部の表の区分「1・組織の運営管理」と「2・適切な福祉サービスの実施」についての着眼点等の参考となる資料です。例えば、この表の「1・組織の運営管理」区分の「管理者の責任とリーダーシップ」の着眼点については、参考資料2の「22ページから29ページ」にかけて記載がありますので、この資料をもとに実地調査を行えばと考えております。

参考資料3「福祉サービス第三者評価基準ガイドラン（保育所版）」は、資料11-1の2ページ目中央部の表の区分「3・保育内容」についての着眼点等が網羅された、評価を行う上での参考となる資料となっております。

これらの資料を使用して、面接審査を行いたいと考えております。

続きまして、(2)面接審査においては、前回資料では出席を要請する人物として「理事」を含めておりましたが、「当該事業の担当」理事と変更しております。

続きまして、(3)総合審査においては、実地調査及び面接審査に係る評価基準として配点を100点としております。資料11-1の4の3ページ目をご覧ください。評価項目については、実地調査及び面接等の総合的な評価とし、配点は大枠として100点としています。評価の主な着眼点については、ガイドラインを参考とします。評価指針は表のとおりです。総合審査については、第一次審査の評価得点に第二次審査の評価得点を足した点数が総合審査結果の評価得点となり、評価順位を決定します。11-3の採点シュミレーションをご覧ください。先ほどと同様に採点評価、順位付けを行いまして、事業候補者4が第1位、事業候補者1が第2位となり、事業候補者10については、不選定基準点である972点の総評価得点を満たすことができませんでしたので不選定・失格となっております。

以上が、選定審査の進め方についての説明となります。

○委員長

ありがとうございました。

ご説明がりましたが、資料11-1に戻っていただいて、まず第一次審査である書類審査のところについてご質問または意見などございますか。

○委員

書類審査（第一次審査）に係る評価基準の評価項目である保育の内容について、参考資料として、保育課程、年間指導計画とありますが、保育の年間目標や日誌までないと連動性が見にくいのかなと思います。また、日誌を見ると、やはり保育士の姿や子どもの姿は、結構読み取れるんですね。一次審査ではその点はいらず、二次審査の実地の際に見るというならいいのですが、一次審査で読み取るとなると、日誌までであると、子どもの姿、それから保育士の姿が読み取れるんじゃないかなと思います。現状だと年間指導計画だけなので、読み取りにくいかなと思いました。

○委員長

ありがとうございました。

今のご意見は、評価基準の3. 運営関係の「保育の内容について」の参考資料ですね。参考資料を見ていただきますと、現況写真、保育課程、年間指導計画とありますが、それだけでは不十分なのではないかということです。どのような保育の実態があるか確認するためには、日誌などが必要ではないかというご意見です。いかがでしょうか。

○副委員長

お言葉に重ねるようで恐縮ですが、選考する我々が日誌等を見ることになりますので、それだけミッションが膨らみますが、やはり保育というのは具体的な取り組みで、まさにおっしゃるとおりだなと思いました。

計画は美しいことをいくらでも書けますが、日誌は嘘つけないと考えます。

○委員長

保育の実際をどのように記録されているかということも含めながら、資料として提示してもらおうようにするというところでよろしいでしょうか。計画だけで終わるのではなく、実際の保育をどのように各保育士が記録しているかわかるような日誌で、どのような提示の仕方を求めるかについては、また事務局でもお考えいただくということでよろしいですか。

書類審査に係ることで、ほかによろしいでしょうか。

○委員

この採点についてなんですけれども、例えば、各委員が独自の判断基準で点数をつけるということになるのかなと思うのですけれども、点数を後で変えることはできないのでしょうか。つまり、「私はこう思いました。だから、このように点数をつけたんです。」とあえて言う必要はないのかもしれないですが、各委員さんが、どういうところを見て、どう判断したのかをコミュニケーションを通じ、フィードバックして点数を変えることができるのかどうか。そこまでできたほうが、個人の思い込みではなくて、いろんな考え方や意見を知ったうえで、採点できるのかなと思いました。

○委員長

今の点について、委員の皆さんの中で疑問やご意見をいただいてから、事務局のお考えがあればお聞きします。いかがでしょうか。

○副委員長

まさにおっしゃるとおりだと思うのですが、評価基準表の右側の項目に、例えば、○



ます。

もう一つよろしいでしょうか。非常に気になっていることがございます。資料の11—1の②ですね。応募事業者から提出のあった、財務関係の書類についてですが、財務関係の書類については、財務に関する専門家に対して書面により意見聴取を行うということですが、この財務に関する専門家は法人の専門家でしょうか。それとも市で委託した専門家なのでしょうか。

○事務局

こちらの11—1の②については、私ども事務局が委託をする公認会計士、税理士を考えており、その評価を参考とします。

○副委員長

良いことであると思います。つい2、3日前も非常に大きな法人に不正が発覚しております。公明正大にやっていたらしゃるのを看板に掲げていたような法人だったのですが、実はそうではなかったということがありました。第三者の専門家に、財務書類の確認を依頼していることが望ましいと思い、あえてお伺いさせていただきました。

○委員長

私も同じところをお尋ねしようかなと思っていました。というのは、専門家のご意見をもちろん参考にすることはわかるんですけど、その法人さんの決算書や予算書などの提出された同じ書類を、委員会でも確認しておく必要があると思うのです。

ですので、細かなところはともかく、大事な部分をどのように考えている法人なのかをこの委員会でもみておく姿勢が必要ではないかと思います。

○副委員長

委員と財務に関する専門家による二重の確認をなされたほうがよろしいかと思います。

○委員長

それでは、その辺もまた少し加味していただいて進めていくということで、書類審査で点数をおつけになるということについてご心配な点はあるかもしれませんが、段階を経ながら、応募法人に対するご意見なども率直に出し合うようにして、3回、4回の委員会の中で評価を決めていきたいと思います。

○委員

第一次審査に関連する意見なんですけれども、今回対象になっているのが、府中市立の中で唯一の乳児保育所ですが、乳児保育所ならではの特性を生かした対応をどのように移管先でしていただけるかがあまり読み取れないように感じます。資料9—2の「こんにちは南保育所へようこそ」には、乳児保育所の特色ということで、「0歳から2歳児までの乳児保育所です」ということをうたっていますが、保育理念のところに乳児保育所が特性を生かした運営をどうしていくかという点を読み取れるように明確化したほうが良いのではないかなと思います。

やはり乳児保育所ならではの南保育所が培ってきた環境しかり、保育内容しかり、良いところがたくさんあると思うんですね。そこを大事にさせていただけるような法人にぜひ移管できたらいいなと切実に思っておりますので、その点がわかるといいなと思いました。

○委員長

今のところは、すごく大事であると思っております、例えば、資料11—2の3. 運営関係の3—2「保育の内容について（行事等を組む）」の前でもいいですが、乳児保育所としての運営をどう位置づけているかという項目を入れてあったほうがいいかなと私も思いました。今、お話しにあったように、法人さんが、どのように乳児保育所とし

て運営するか考えている場合は、提示できるはずですが、文言はお任せしますので、「乳児保育所としての運営をどのように位置づけているか」というような項目を追加していただくというのはいかがでしょうか。

委員さんの皆さんにご了承いただけそうですので、1項目追加していただくということで、配点を含めて事務局にご準備いただきたいと思います。

○委員

資料1 1-2の右側の参考資料の中に第三者評価結果書類の写しとありますが、例えば、3園以上ある姉妹園などの場合は、全ての園を考えていますか。

○事務局

現時点では、第三者評価については該当園のみとなります。事業計画提案書の中で、南保育所の保育運営に一番類似している都内園の状況についてご提出いただきますが、該当園における第三者評価の結果を提出いただくこととしております。

○委員

いくつか確認をさせていただきたいのですが、同じく資料1 1-2です。3. 運営関係の3-2-9、「特別な配慮を要する児童や家庭への対応について」というのは、すすく保育とは別のものと考えてよろしいですか。それともすすく保育ですか。

○事務局

この評価項目については、府中市で言うとすすく保育になりますが、障害児等保育の対象児童を念頭に定めておりますが、広義の意味では「被虐待児」や「ひとり親家庭」等も含むものと考えております。

○委員

ありがとうございます。そのほかに、巡回相談を行っているか行っていないかという点も大きな視点かなと思いました。

また、資料9-1重要事項説明書に配置職員数の記載があり、その中に正規職員とそうでない職員の割合が記載されていたかと思うんですけども、例えば、1年契約の派遣さんなども正規職員数に入るのでしょうか。

○事務局

事業所と直接的に雇用契約を結んでいないため、派遣職員については、この公募では常勤職員に当たらないものと考えております。

○委員

わかりました。パート職員と思ってもよろしいですか。

○事務局

非常勤職員に派遣職員は該当するものと考えております。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

次に移りますが、よろしいですか。

それでは、資料1 1-1の2、第二次審査の現地調査について、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

○副委員長

確認をさせていただきます。現地調査は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（保育所版）」とありますが、このガイドラインを持っていくのではなく、現地で確認させていただいたり、あるいはインタビューさせていただいたための本ガイドラインに基づいた資料や報告書を事務局で整えてくださると考えていいのでしょうか。

○事務局

現時点において、この実地調査については、規定により委員長が指名する2名以上の委員さんにより行うものとしており、第3回や第4回で、実地調査に派遣する委員さんを決定することとなります。

できれば、前段で実際に実地調査を行う委員さんで打ち合わせを行い、この評価基準に基づいて、どこを重点的に評価するかという実地調査の方針を定め、臨みたいと考えています。応答の中で、保育所によって個別の話題となることは仕方ないと思いますが、基本的な質問事項に関しては、A保育所に聞いた内容をB保育所でも同様に聞き、不公平にならないようバランスのとれたものにするべきだと考えております。

○副委員長

具体的にお伺いしたいのですが、資料11-1に[実地調査における主な着眼点]というチェック項目がありますよね。この項目で想定しているとまずは考えていいですよ。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○委員長

実地調査について、ほかにいかがでしょうか。

○委員

時間的には、どの程度想定していますか。

○事務局

私立保育園などを新設する際は、半日程度を目途にして確認をしておりますが、全日必要となるのではないかと考えています。また相談させていただき、決めていきたいと思っております。

○委員長

わかりました。ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、次に面接審査、総合審査と併せてご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副委員長

重ねての確認で恐縮でございますが、面接審査の際に、応答の中で不自然な表現を法人さんなされた場合、その点を詳しく伺ってみるというような臨機応変な部分もあろうかと思いますが、どの法人にも伺う基本的な質問事項を5項目なり10項目程度定めてから実施されますよね。

○委員長

面接審査の場合、法人が絞り込まれている段階ですので、事前に設定した質問事項を確認しつつも、あとは遠慮なくストレートに色んな話をするということになるのではないかと予想しておりますが、いずれにせよ、実地調査や面接調査も含め、基本的な質問事項を事前に確認をし、実施する必要があると思っております。

ほかに全般的なことについて何かございますか。先ほど議論いただいた参考資料を含めまして、分厚い提出資料をどこでどのように確認するかという点は工夫が必要かなと思っておりますが、スケジュールについても、また次回以降、皆さんにお諮りをして、相談しながら決めていくことになろうかと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より3点、お願いと確認がございます。

まず1点目でございますが、本会議の議事録については、本日の決定に基づきまして、第1回及び第2回につきましては、募集要項の配付、公表後に公開するものとします。第3回以降につきましては非公開とさせていただきます。第1回と本日の議事録につきましては、発言者の名前を伏せて非公開とさせていただいた上で、その内容を市役所3階市政情報公開室のほか、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、ホームページなどで公開する予定となりますので、また後日、事務局から議事録を作成した後に、委員の皆様にご確認いただきますので、よろしくお願いたします。

2点目でございますが、ご案内のとおり本会議以降に募集要項の配付、また公表を予定しております。また、法人募集記事につきましては、ホームページ及び6月の21日号の広報ふちゅうから公表開始をしていきたいと考えておりますので、こちらもお含みおきください。

3点目でございますが、次回の会議の日程の確認でございます。第3回の選定委員会につきましては、10月1日の土曜日から開催する予定ですので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

○委員長

今の3点について何かご質問やご意見はございますか。

特にないようですので、以上で第2回の選定委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局

どうもありがとうございました。